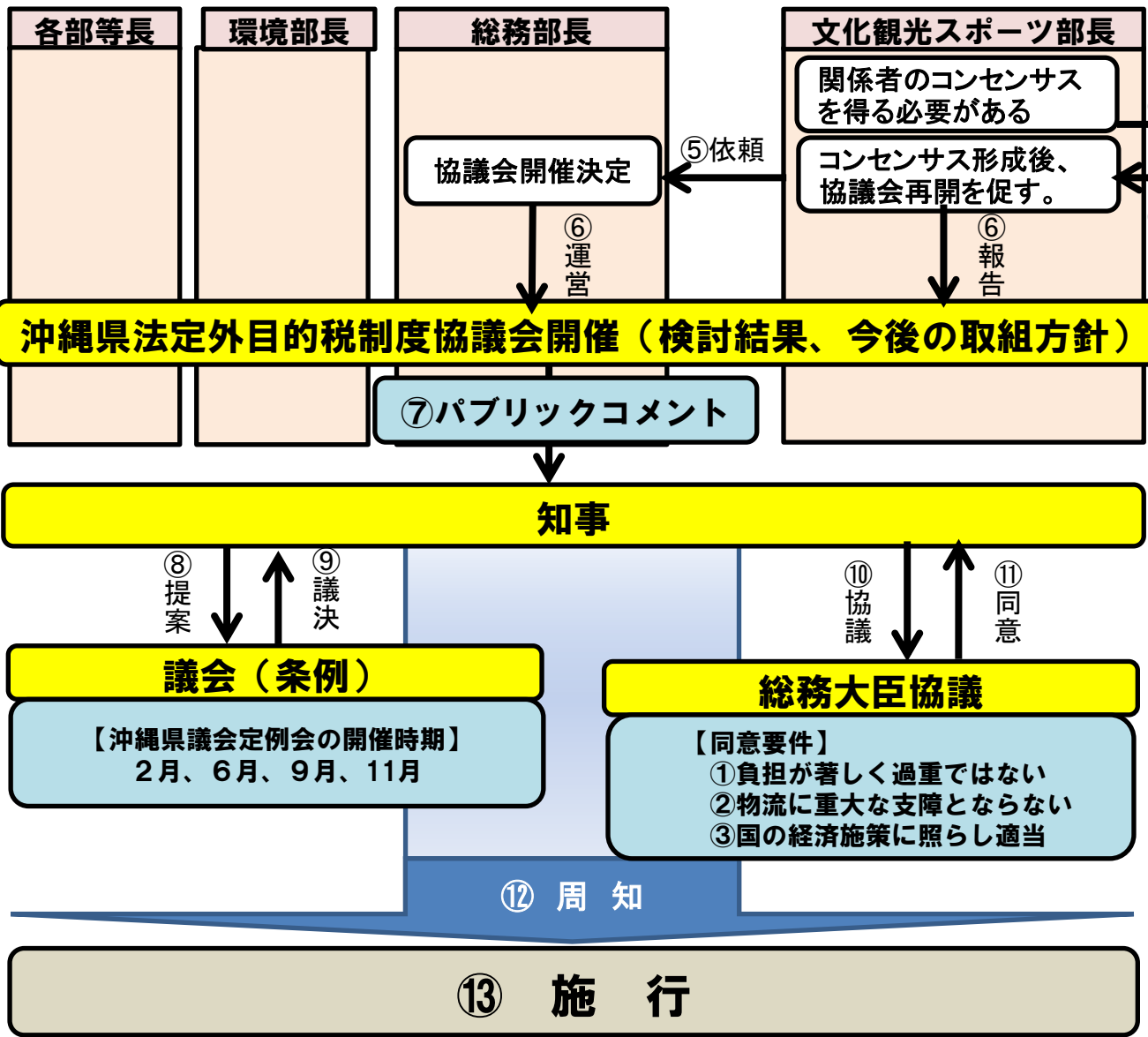


# 観光目的税の導入施行までの手続きについて



**検討委員会・分科会**

**コンセンサス形成**

①依頼 → **検討委員会**

**検討委員会** ↔ **分科会** (②設置, ③報告)

④提言 ← **検討委員会**

**(提言事項)**

- 沖縄県が導入施行するものとして適当な税目・時期等
- 上記の税目に係る制度詳細と使途事業について

# 総務大臣の許可基準について

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671号、第733号）

## (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間 等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。

## (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。

## (3) (1)及び(2)にかかげるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無 等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

出典：「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」  
（平15・11・11 総税企第179号各道府県道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）